

吉敷地域法定外公共物整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、吉敷地域法定外公共物整備事業（以下「事業」という。）を行う地元関係者に対して、吉敷地区地域づくり協議会（以下「協議会」という。）が行う補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 法定外公共物とは、山口市が所有する河川法（昭和39年法律第167号）が適用又は準用されない河川、道路法（昭和27年法律第180号）が適用されない道路（道路側溝を含む。）及び日常生活道路として公共性のある道路をいう。
- (2) 現状復旧工事とは、陥没の補修、舗装の修繕など損失した機能を復元する工事をいう。
- (3) 機能向上工事とは、舗装の新設及び拡幅工事など元々あった機能を向上させる工事をいう。
- (4) 水路工事とは、水路の補修及び改良などを行う工事をいう。
- (5) 浚渫工事とは、水路に堆積している土砂などを撤去する工事をいう。
- (6) 交通安全施設とは、防護柵、視線誘導標等をいう。

(対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に協議会が必要と認めるときは、市と協議の上で事業の対象とすることができる。

(交付の額)

第4条 交付の額は、予算の範囲内で対象経費に別表に定める交付割合を乗じた額とする。ただし、

- 1, 000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 一件当たりの補助金の限度額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする地元関係者（以下「申請者」という。）は、町内会（単位自治会）を通じて、法定外公共物整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて協議会に提出しなければならない。

- (1) 法定外公共物整備事業に関する同意書（様式第2号）
- (2) 経費の明細書（見積書の写し（2者以上））
- (3) 法定外公共物占用等許可決定通知書又は申請書の写し（添付書類を含む）
- (4) 協議会が必要と認めるもの

(審査会の開催)

第6条 協議会は、前条の申請があったときは、役員その他会長が認める者で構成する審査会を開催し、その内容を審査する。

(交付の決定)

第7条 協議会は、前条の審査により申請の内容を適当と認めるときは、補助金交付の決定を行い、法定外公共物整備事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第8条 前条の規定により通知を受けた申請者は、補助金の対象となった事業が完了したときは、法定外公共物整備事業完了報告書（様式第4号）に次の書類を添えて協議会に提出しなければならない。

らない。

- (1) 施工業者発行の領収書又は請求書の写し
- (2) 法定外公共物占用等完了届の写し（添付書類を含む）
- (3) その他協議会が必要と認めるもの

2 申請者は、工事代金を施工業者に支払う前に補助金の交付を受ける場合は、補助金の交付を受けた後、速やかに施工業者に工事代金を支払い、施工業者発行の領収書の写しを協議会に提出するものとする。

（補助金額の確定及び交付）

第9条 協議会は、前条の法定外公共物整備事業完了報告書を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、法定外公共物整備事業補助金確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。ただし、確定額が第7条の交付決定の額と同額の場合は、通知を省略することができる。

2 前項の確定を受け、申請者は、請求書（様式第6号）を協議会に提出し、協議会は速やかに補助金を交付するものとする。

（取消又は返還）

第10条 協議会は、この要綱による補助金の交付決定を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全額若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 提出された書類の記載事項に重大な偽りがあったとき。
- (2) 補助金の対象となった事業の目的外に使用したとき。
- (3) その他不正な行為があったとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月9日から施行する。

別表（3条・4条関係）

1 道路工事・交通安全施設（農業用道路以外）

(1) 現状復旧工事

受益戸数	対象道路	交付割合	限度額
2戸以上	① 公有地のみの道路	10割	50万円
	② 公有地と私有地が混合する道路	7割	
	③ 私有地のみで公共用に利用する道路	5割	

- 備考 1 受益戸数とは、整備する路線に隣接し、直接出入が可能な家屋数を原則とする。地域住民の共用施設（集会所、ゴミステーションなど）を利用するための道路などについては、その公共性に基づき算出することができる。
- 2 交付対象経費には、用地費等は含まないものとする。
- 3 個人及び開発行為等に伴う工事については、適用しないものとする。

(2) 機能向上工事

受益戸数	対象道路	交付割合	限度額
2戸以上	① 公有地のみの道路	9割	50万円
	② 公有地と私有地が混合する道路	7割	
	③ 私有地のみで公共用に利用する道路	5割	

- 備考 1 受益戸数とは、整備する路線に隣接し直接出入が可能な家屋数を原則とする。地域住民の共用施設（集会所、ゴミステーションなど）を利用するための道路などについては、その公共性に基づき算出することができる。
- 2 交付対象経費には、用地費等は含まないものとする。
- 3 開発行為等により市に帰属した未舗装路及び市に寄付された未舗装路については、登記原因年月日から10年間は舗装に係る補助は受けられないものとする。
- 4 個人及び開発行為等に伴う工事については、適用しないものとする。

2 道路工事（農業用道路）

受益戸数	対象道路		交付割合	限度額
2戸以上	補修・改良	改良の場合は、改良後の幅員が概ね2.0m以上	7割	100万円
	舗装	舗装幅員が概ね2.0m以上 施工延長が概ね50m（急勾配の場合は概ね30m）以上		

- 備考 1 受益戸数とは、整備する道路を利用する農業経営戸数とする。
- 2 交付対象経費には、用地費等は含まないものとする。
- 3 国・県・市が実施するその他の補助事業の対象とならないものであること。

3 水路工事・浚渫工事

受益戸数	対象水路	交付割合	限度額
2戸以上	生活排水路・雨水排水路・農業用排水路	7割	100万円

- 備考 1 受益戸数とは、整備する水路を利用する（排水も含む。）戸数とする。
- 2 交付対象経費には、用地費等は含まないものとする。
- 3 個人及び開発行為等に伴う工事については、適用しないものとする。
- 4 国・県・市が実施する他の補助事業の対象とならないものであること。